

地域密着型サービス事業所の指定について

●新規指定 デイサービスきたえる一む草津

(地域密着型通所介護事業所)

1. 事業所の概要

指定対象となる事業所	デイサービスきたえる一む草津
事業所所在地	草津市草津町1540番地1
指定申請者	長浜市八幡中山町365番地 りふれ株式会社 代表取締役 塚田 益司

2. 事業の目的・運営方針等について

事業の目的	りふれ株式会社が開設するデイサービスきたえる一む草津（以下「事業所」という）が行う地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護事業（以下「介護サービス」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従業者（以下「通所介護従業者」という）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。
運営方針	①事業所の通所介護従業者は、要介護・要支援状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅生活において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話及び機能訓練の介護、その他必要な援助を行う。 ②地域密着型通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとし、指定介護予防通所介護の提供にあたっては地域包括支援センター、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り生活機能の維持又は向上を目指す。
サービスの内容	①生活相談（相談援助等） 利用に際してのニーズを聞き取り、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づく（介護予防）通所介護計画の作成 ②機能訓練（日常動作訓練） 利用者のニーズに合わせた運動メニュー、柔整手技、ストレッチ等の提供

	<p>③介護サービス 機能訓練時の見守り、介助。利用者の病状等に急変や緊急の事態があった場合の処置。休憩時のお茶、水等の飲み物、お菓子などの提供</p> <p>④送迎 送迎車を使用しての、利用者の自宅と施設間の送迎</p> <p>⑤健康状態の確認 来所時のバイタルチェック。急変時の応急処置。その他炊事健康状態の聞き取り、応対。</p>	
営業日および営業時間	営業日	月曜から土曜日までとする。 但し、祝祭日、8月12日～8月15日及び12月30日～1月3日は除く
	営業時間	8時30分から17時05分までとする。 但し、土曜日は8時30分から12時30分までとする。
	サービス提供時間帯	9時から12時05分 13時30分から16時35分 但し、土曜日は9時から12時05分までとする。
利用定員	事業所の利用定員は10名とし、定員を遵守するものとする。	

3. 厚生労働省令と申請された計画との比較

①人員に関する基準

	厚生労働省令における基準	デイサービスきたえる一む草津	適否
従業者の人数等	生活相談員 ※提供日ごとに、(生活相談員のサービス提供時間内の勤務時間数の合計) ÷ (サービス提供している時間帯の時間数) が1以上となるための必要数	生活相談員 常勤・専従1人	○
	看護職員又は介護職員 ※サービス提供の単位ごとに、常時1人以上を確保	介護職員 常勤・専従1人 常勤・兼務1人	○
	機能訓練指導員 ※1以上(他の職務にも従事可)	機能訓練指導員 常勤・専従1人	○
	管理者 ※常勤専従(管理上支障のない場合は、事業所または同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可)	管理者 常勤1人 介護職員を兼務	○

※生活相談員または介護職員のうち、1以上は常勤であること

②設備・備品等に関する基準

	厚生労働省令における基準	デイサービスきたえる一む草津	適否
設備・備品等	食堂 機能訓練室 ※それぞれ必要な広さがあり、合計面積は3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上（食堂・機能訓練室は、同一の場所とできる）	食堂および機能訓練室 109.688㎡	○
	静養室	設置されている。	○
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されている。	○
	事務室	設置されている。	○
	消火設備その他非常災害に際して必要な設備	消火器、非常口案内灯、誘導灯等	○

③運営に関する基準

	市条例における基準	デイサービスきたえる一む草津	適否
1	運営規定の作成	作成済	○
2	重要事項説明書の作成	作成済	○
3	事業の目的及び運営の方針	運営規定第1条および第2条に規定 重要事項説明書P2に規定	○
4	従業者の職種、員数及び職務の内容	運営規定第4条に規定 重要事項説明書P3およびP8に規定	○
5	営業日及び営業時間	運営規定第5条に規定 重要事項説明書P2に規定	○
5	利用定員	運営規定第6条に規定 重要事項説明書P2に規定	○
6	介護の内容及び利用料等	運営規定第7条および第8条に規定 重要事項説明書P3およびP4に規定	○
7	通常の事業の実施地域	運営規定第9条に規定 重要事項説明書P2に規定	○
8	サービス利用に当たっての留意事項	運営規定第10条に規定 重要事項説明書P10に規定	○
9	緊急時における対応方法	運営規定第11条に規定 重要事項説明書P6に規定	○
10	非常災害対策	運営規定第12条に規定 重要事項説明書P6に規定	○

11	衛生管理等	運営規定第 15 条に規定	○
12	事故発生時の対応	運営規定第 13 条に規定 重要事項説明書 P 6 に規定	○
13	地域との連携等 (運営推進会議の設置)	運営規定第 16 条に規定	○
14	記録の整備	運営規定第 17 条に規定	○
15	苦情処理	運営規定第 14 条に規定 重要事項説明書 P 5 および P 6 に規定	○
16	秘密保持等	運営規定第 15 条に規定	○